

## 川崎市都市政策課題専門調査員に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、川崎市都市政策課題専門調査員（以下「専門調査員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (身分)

第2条 専門調査員は、地方公務員法（昭和25年法待第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職に属する非常勤公務員とする。

### (資格要件)

第3条 専門調査員は、本市の直面する、あるいは今後想定される政策課題に対する新規政策等について専門的知見を有し、自治体の政策動向に関し高度な学識経験を特に有する者でなければならない。

### (職務)

第4条 専門調査員は、次の職務を行う。

- (1) 新たな計画・条例等の策定への助言
- (2) 行政課題に対する専門的事項の調査・考察

### (定数)

第5条 専門調査員の定数は、2名とする。

### (任期)

第6条 専門調査員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

### (報酬及び費用弁償)

第7条 専門調査員には川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例（昭和22年川崎市条例第12号）及び川崎市旅費支給条例（昭和22年川崎市条例第21号）の規定に基づき、報酬及び費用弁償額を支給する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、専門調査員に関し必要な事項は、総務企画局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。  
(川崎市総合計画課題専門調査員に関する要綱の廃止)
- 2 川崎市総合計画課題専門調査員に関する要綱(平成14年3月14日決裁13川企政第109号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。